

799

397

大阪市町會
指導叢書第四輯

大阪市役所編
大阪市町會 會計事務の參考（單位町會の部）

大 阪 市 役 所

會計事務の参考

(單位町會の部)

指導叢書第四輯

阪市町會

799
397

改訂に際して

本市は、さきに「町會の會計事務に就いて」を刊行して、之が事務處理の参考としたのであるが、一昨年十一月銚後奉公會及衛生組合を統合し、町會の機構を擴大すると共に其の會計に於ても、町會聯合會に銚後奉公部及衛生事業部の二つの特別會計を設くるなど、益々複雜となつたので、今回本書を町會と町會聯合會とに分冊することとした。

いふまでもなく、町會の會計は町會事務の根幹をなすものであるから、其の整否は直接市民の利害と町會事務事業の運營に影響するところ誠に大きく、延いては市民の町會に對する信賴度に重大なる關係を有するものである。従つて會計事務に關しては充分なる知識を有し、その取扱に當つて正確且迅速を期することは何よりも必要である。茲に改訂版を刊行して、關係各位の参考に供する次第である。

昭和十八年三月

目 次

第一 概 説	一一一
第二 豊 算	一一二
一 豊算の意義	一一二
二 豊算の編成	一一三
1 豊算の様式	一一三
2 豊算科目的説明	一一四
3 豊算編成上の注意	一一五
三 豊算の成立	一一六
四 豊算の追加・更正及流用	一一七
第三 會計 經理	一一八
一 會計の觀念	一一九
二 會計の機關	一二〇
1 執行機關	一二一
2 監査機關	一二二
三 會計 年度	一二三

四 收支の手續及保管

1 収入手續 2 支出手續 3 保管

六

五 會計簿冊とその記入方

三

第四 決 算

四一 一 決算の意義

四二 二 決算の調製

附 錄

一 大阪市町會規程

二 大阪市町會部規程

三 大阪市町會消費經濟部規程

四

五

六

七

會計事務の参考（單位町會の部）

第一 概 説

町會が各般の事務事業を圓滑に行ひ、その使命を充分に達成する爲には、何を措いても會計の確立を期することが最も重要である。

それが爲には先づ一定の財政計畫を樹て、これに基いて周到な會計經理を行はねばならぬ。即ち一ヶ年間の收入支出を見積つた豫算を設けて會計經理の羅針盤とし、これに據らなくては町會の收支は許されないといふ事にしなければならぬ。

若し町會が豫算を無視してその場限りの收支を行ふことがあれば、必ずや、財政は破綻を招き、果ては其の存立を危くすることとは、火を賭るよりも明かなことであらう。

とかく金錢上に關しては問題が生じ易いもので、他都市に聞く町會の紛爭と云へば、會計の紊亂が原因してゐる向

かしとしない。本市の町會ではこの様な忌はしい紛議を一切起さないやうに努むることが肝要である。

殊に町會はその性質上、各種團體の財政母體としての使命を有し、多額な現金を取扱ふ機會が極めて多く、従つて

その經理が複雑を來すことも豫想せられるのであるから、平素から充分な研究と習熟を重ねて公正明確を期し、何時

如何なる人に見られても一點の疑惑も起さしめないやうにしておかねばならない。

二

第二 豊 算

一 豊 算 の 意 義

豫算とは或る期間に於ける收支の均衡を保つた、收入支出の見積りである。だから會計の確立を期するためには、小は一家の經濟より大は國の財政にいたるまで、どうしてもこの見積りを立てゝ置かねばならない。即ち町會の會計年度は、四月一日から翌年三月末日までの一ヶ年であるから（大阪市町會規程第二十五條—以下單ニ規程第何條トス）豫算是この期間に於ける一切の收入を歳入、一切の支出を歳出として編成せられた見積表であると謂ふことが出来る。

二 豊 算 の 編 成

豫算は前述の如く一ヶ年間の收支の見積であるから、これを調製する町會長は收支の關係を明かにすると共に、その據て來るところを示し、執行に支障のない様に努めねばならない。若しその調製が杜撰であつたならば、收支の均衡を失ひ執行上種々の不便が起るだけでなく、遂には歳入で歳出を償ひ得ない結果を招くから、編成に當つてはこの點に慎重な考慮を要する。

尚豫算は一つの見積に外ならないものであるから、その執行に當つて最初に豫定し得なかつたもので、是非共避けられることの出來ない経費を支辨する必要が生じ、爲に豫備費又は他の費目から補充流用し、若くは豫算の追加等が行はれる場合がある。然し、かゝることは豫算原則の例外であるから實際の必要上眞に已むを得ぬ場合に止め、初めからこゝにその様式を示せば左の通りである。

（豫算書様式）

昭和 年度大阪市何區何々町會歳入出豫算

科 款	目	歳 入	歳 出	歳 入 豫 算 高			
				本 算 額	前 年 度	増 △ 減	附 記
一財 産 收 入				歳 入 出 差 引 残 金 ナ シ			
				歳 出 豫 算 高			

799
397

豫算を無視したよい加減な組み方をしておいて、漫然これを適用するといふ様なことは嚴に慎まねばならぬ。

1 豊 算 の 様 式 豊 算は一會計年度の收支の見積表であるから、その様式は豫算全般の通覽に便利であつて、町會の財政狀態を一目瞭然たらしむるものでなければならぬ。

國や市町村の豫算に於ては、一定の様式が規則によつて定められ、それに基いて編成せられるのであるが、町會の豫算についても本市では、その明瞭を期する爲に一定の様式が示されてゐる。

歲 入	歲 出	科 款	目 項	豫本 算年 額度 円	豫前 算年 額度 円	增 △ 減 円	附 記	過歲 計現 金利子 不 用 品 賣 却 代	一般 寄附 金	統後 奉公部費 衛生事業部費 各種團體後援費	基本積立金預金利子 圓	
五 防 衛 費	四 厚 生 費	三 祭 祀 慶 弔 費	二 事 務 費	一 集 會 費	二 需 用 費	一 給 與	二 其 ノ 他 集 會 費	一 常 會 費	一 雜 收 入	一 寄 附 金	二 會 費 收 入	一 利 子
二 健 民 費	二 教 養 費	二 慶 弔 費	一 祭 事 費	一 集 會 費	一 給 與	一 常 會 費	一 其 ノ 他 集 會 費	一 雜 收 入	一 前 年 度 繰 越 金	一 寄 附 金	一 會 費 收 入	一 利 子
慰體 樂育 費費	圖書 購入 費費	講習 講演 會費	弔餞 別料	神饌 幣帛 料料	借用電 入水 費費	通印 瓦斯 費費	消備 刷品 費費	雜給 耗品 費費	年 回一 年 回二 付	年 回一 年 回二 付	年 回一 年 回二 付	年 回一 年 回二 付
圓圓圓圓	圓圓圓	圓	圓圓圓圓圓圓	圓	圓圓圓圓圓圓	圓圓圓圓圓圓	圓圓圓圓圓圓	圓圓圓圓圓圓	圓圓圓	圓圓圓	圓圓圓圓圓圓	圓圓圓圓圓圓

歲 入	歲 出	科 款	目 項	豫本 算年 額度 円	豫前 算年 額度 円	增 △ 減 円	附 記	過歲 計現 金利子 不 用 品 賣 却 代	一般 寄附 金	統後 奉公部費 衛生事業部費 各種團體後援費	基本積立金預金利子 圓	
五 防 衛 費	四 厚 生 費	三 祭 祀 慶 弔 費	二 事 務 費	一 集 會 費	二 需 用 費	一 給 與	二 其 ノ 他 集 會 費	一 常 會 費	一 雜 收 入	一 寄 附 金	二 會 費 收 入	一 利 子
二 健 民 費	二 教 養 費	二 慶 弔 費	一 祭 事 費	一 集 會 費	一 給 與	一 常 會 費	一 其 ノ 他 集 會 費	一 雜 收 入	一 前 年 度 繰 越 金	一 寄 附 金	一 會 費 收 入	一 利 子
慰體 樂育 費費	圖書 購入 費費	講習 講演 會費	弔餞 別料	神饌 幣帛 料料	借用電 入水 費費	通印 瓦斯 費費	消備 刷品 費費	雜給 耗品 費費	年 回一 年 回二 付	年 回一 年 回二 付	年 回一 年 回二 付	年 回一 年 回二 付
圓圓圓圓	圓圓圓	圓	圓圓圓圓圓圓	圓	圓圓圓圓圓圓	圓圓圓圓圓圓	圓圓圓圓圓圓	圓圓圓圓圓圓	圓圓圓	圓圓圓	圓圓圓圓圓圓	圓圓圓圓圓圓

士積	十寄	九後	八分	七其ノ他事業費	六兵	六兵	二防空防火費	一自警費
立金	附金	援費	擔金	一其ノ他事業費	一兵	一兵	一防空防火費	一自警費
一寄	附金	一各種團體後援費	三町銃後奉公部費會	一町會聯合會分擔金	一其ノ他事業費	一兵	一防空防火費	一自警費
軍人會後援費	其夜ノ他營警備費	世帶數	表記彰	町會大會費	防空訓練費	防空訓練費	潮火衛費	其夜ノ他營警備費
營防團後援費	圓圓	世帶	費	會費	圓圓圓	圓圓圓	圓圓圓	圓圓圓

會費ノ種類	一ヶ月收入額	最高月帶當額	最低月帶當額	平均月帶當額	備考
一般會費	円	円	円	円	
銃後奉公部費					
衛生事業部費					
各種團體後援費					
合計					

算業代ニ支し置之ニ幾人二歳出二大利キシ、其ニ「次一」「頃一」二分明也夫々吏用目為

豫算様式によれば之を歲入と歲出とに大別され、共に「一宗」・「一項」に分別し方々使用目的による名稱が附せられてゐる。豫算説明たる「附記」に關しては豫算様式中示されたものは勿論のこと、例示なきものに付てもなるべく之を精しむ。

(イ) 歳入の科目

財産收入「利子」と「物件貸付料」の二項に區分され、第一項「利子」については基本財産（積立金を含む）等の元本から生ずる收入、例へば基本積立金及有價證券等の利子を計上する。第二項「物件貸付料」は町會で所有する土

地、建物、其の他諸物件等の貸付によつて生ずる收入、例へば賃地料、賃家料の如きを計上する。尙歳計現金より生じた預金利子については後で述べる「雑収入」中に計上する。

(附記記載例)

利子項
基本積立金預金利子 何圓元金何圓年利 何分何厘
有價證券利子 何圓額面何圓年利 何分何厘
貸地料何圓何坪 坪當年何圓(錢)
貸家料何圓何戶一戶年何圓

理的な標準を定めて決定する必要がある。

会費の徴収額標準は町常會の熟議を経て定め、負擔の過重に亘らざるやう會員に應分の負擔をさせるのであるが、(規程第三十條) 之が實施に當つては組常會を利用して、懇談的に全會員に周知諒解せしめておかねばならぬ。

こゝに参考迄に会費割當に付標準となる事項を掲げて見ると概ね次の通である。

一般世帯については、①家屋の賃貸價格 ②住居の間口及坪數 ③住居の自家持及借家の別 ④營業狀態 ⑤所得稅額 ⑥市民稅額等、

法人、病院、工場、倉庫、營業所、事務所等については、①その組織 ②營業狀態 ③從事員等の關係を考慮し當該經營者、又は代表者と協議の上決定することが望ましい。

「會費收入」は附記で特に一般町會費、銚後奉公部費、衛生事業部費、各種團體後援費に分れてゐるのであるが、一般町會費は町會の經費を賄ふ爲、町會員より賦課徵收するものである。又銚後奉公部費及衛生事業部費は共に町會聯合會の特別會計たる部費收入を、各種團體後援費は町會が各種團體を後援する爲に要する經費を、夫々「會費收入」中に計上するものである。

(附記記載例)

項	會 費 收 入	附 記
	一般町會費	何 圓
	銚後奉公部費	何 圓
	衛生事業部費	何 圓
	各種團體後援費	何 圓

(附記記載例)

項	市 交 付 金	附 記
	市 交 付 金	何 圓
	其 ノ 他 交 付 金	何 圓
	何 ャ 交 付 金	何 圓
	何 ャ 交 付 金	何 圓

助成金 市又は他の公共團體が町會に事務を委嘱する場合その事務費を交付し、或は町會の事務、事業を助長獎勵する爲め、其の資源補足の意味合に於て助成金を交付する場合がある。市よりの場合は第一項「市交付金」に、其の他よりの場合は第二項「其ノ他交付金」に計上する。

(附記記載例)

項	市 交 付 金	附 記
	市 交 付 金	何 圓
	其 ノ 他 交 付 金	何 圓
	何 ャ 交 付 金	何 圓

寄附金 「寄附金」は他の團體又は私人が町會に對して爲す財產上の無償譲與である。寄附金には其の費途を指定した所謂指定寄附金と、全然費途を指定せないものとがある。指定寄附金については其の寄附金額を歲入に豫算すると共に、他面其の指定にかかる歲出をも豫算せねばならぬ。そこでこの寄附金の受理に關しては豫め町常會の議を経ておかねばならない。(規程第三十四條)

又指定する施設事業が町會の目的に合はないか、又は公益に反すると認めたときは、これを断らねばならないこと勿論であるが、寄附金の豫算は往々にして豫定の收入を得ない場合が多いから、その收入の確實なもののみを計上するやう留意すべきである。

(附記記載例)

項	寄 附 金	附 記
	一 般 寄 附 金	何 圓

一一

繰越金　町會の收支を決算するに當り、その歳計に剩餘の生じた時は町常會の議決によつて、これを基本財産又は特別基本財產に編入することもあるが、それ以外は必ずこれを翌年度に繰越し、「繰越金」として豫算に計上する。

前 年 度 繰 越 金 何 圓
前 年 度 繰 越 金 何 圓

(四) 歳出の科目

集會費 「集會費」とは、常會及其の他町會に於ける凡ての諸會議に要する費用を總稱したもので、町會運營の源ともなる費用である。「集會費」はこれを第一項「常會費」第二項「其ノ他集會費」に區分され、「常會費」は町常會及組常會等の開催回數を豫定して計上し、「其ノ他集會費」は常會以外の諸集會費を計上するのである。但し組常會は經費をかけないのが立前であるから、組常會費の計上はなるべく之を避けることが望ましい。

卷之三

常	會	費	何
町常會年何回	一回二付	何	圓
組常會年何回	一回二付	何	圓
其ノ他集會費	何	圓	圓

事務費 「事務費」は町會事務を處辨するに要する總ての事務的經費を指すのである。第一項「給與」は事務員或は傭員の給料、又は特殊事務處辨の爲囑託等を置いた場合の報酬や慰勞、特別の手當及賞與の類をこゝに計上する。これ等は何れも人に關する諸經費であるから通常人件費とも呼ばれてゐる。

(附記記載例)

三

需用費

備品費

費

備 品 費	圖書及帳簿	器具機械其他	消 耗 品 費
借 入 費	筆 紙 墨	薪 炭 雜 品	印 刷 費
水 費			通 信 運 搬 費
電 燈 電 力 料	郵 便 電 信 料	電 話 費	電 話 費
瓦 斯 使 用 料	運 送 費		
電 氣 瓦 斯 費			

料、幣帛料、其の他供進上必要なる経費を計上する。「慶弔費」は町會員に慶事又は弔事のあつた場合夫々慶弔の意

を表する爲に必要な経費を計上する。

二三

祭事費

豐
昌
費

三才一書一題

奨學等に必要な経費を計上する。

「健民費」はハイキング、ラヂオ體操等の體位向上費や、慰樂場としての町會廣場、子供遊戲場及休閑地利用による野菜草花の栽培場等の施設經營費や、町内清掃、撒水及悪疫豫防等の衛生費を計上する。

項

健民費

一五

四 圖

衛 生 費	何	四
清掃費	何	圓
撒水費	何	圓
豫防注射費	何	圓

防衛費 「防衛費」は第一項「自警費」第二項「防空防火費」に區分し、「自警費」は夜警其の他町内自警の爲に要する費用を、「防空防火費」は市民防空訓練時に於ける費用、其の他非常災害に處する爲必要な経費を計上する。

(附記載例)

自 警 費		附 記
防空防火費		
防空演習費	何	圓
防潮費	何	圓
防火費	何	圓
稿軍費	何	圓
遣家族慰問費	何	圓
其ノ他警備費	何	圓

兵事費

「兵事費」は入退營出征軍人歓送迎、軍隊慰問等の犒軍費や、遣家族慰問等の費用を計上する。

(附記載例)

兵事費		附 記
稿軍費	何	圓
遣家族慰問費	何	圓

其の他事業諸費 本款は町會で行ふ諸事業の内、前掲各款に該當せないものを計上する。例へば町會大會費、各種

記念式、表彰式等の費用を計上する。

(附記載例)

項

其ノ他事業諸費		附 記
町會大會費	何	圓
何々記念式費	何	圓
表彰費	何	圓

分擔金 ここで謂ふ「分擔金」とは、町會聯合會經費の内一定額を所屬町會が夫々分擔する金額をいふのである。

町會聯合會は各種の事業の外町會の事業事務の連絡統制や、共同運營の爲に組織されたものであるから、その爲に要する經費を所屬の町會が各々分擔し合ふことは、町會員が會費を負擔するの趣旨と全く同じである。第一項「町會聯合會分擔金」は町會聯合會の一般會計に納入する經費を計上するものであり、第二項「町會聯合會衛生事業部費」及第三項「町會聯合會銃後奉公部費」は共に町會費として一括徵收した部費收入を其の儘町會聯合會の特別會計に納入するため計上するものである。この「分擔金」は聯合役員會の協議により決定し合理的な割當によることは勿論である。

(附記載例)

項

町會聯合會分擔金	世 帶 數	世 帶	附 記
一 世 帶 當 年	何	錢	
一 世 帶 當 年	何	錢	
一 世 帶 當 年	何	錢	

後援費 町會は各種團體から要求のあつた場合、又は必要ある時町常會の議を経てそれ等の團體に對して財的援助

をなすことがある。かかる場合こそに豫算するのである。

(附記記載例)

項	附記
各種團體後援費	軍人會後援費 何圓
	警防團後援費 何圓

寄附金 町會は慈善及公益に關する事業施設の團體に對し寄附をなさねばならぬ場合が生ずる。かかる場合は矢張町常會の議を經て定めた寄附金品の額をこゝに計上する。

(附記記載例)

項	附記
寄附金	何々寄附金 何圓
	基本財產積立金 何圓

積立金 町會は恒久的庶民自治の機關としてその基礎を鞏固にする爲、基本財產を蓄積し、或は町會事務所、町會々館建設、又は買收等特定目的の爲に資金を積立てる場合がある。かかる必要の下にこの「積立金」が豫算せられるのである。

(附記記載例)

項	附記
積立金	何々積立金 何圓
	何々積立金 何圓

雑支出 本款は何れの款にも屬せない諸雜費を計上する。

(附記記載例)

項	附記
雑支出	費何圓
	費何圓

豫備費 「豫備費」は豫算超過の支出又は豫算外の支出に充てる爲設けられるものである。

豫算は調製の時と實行の時は其の間相當に日時が経過してゐるから、さて實行に當つて豫定せない経費の必要を生することがある。かかる場合には別に追加豫算の途があるけれども、急の間に合はない不便があるから、これに應する爲にこゝに豫備費を設けて、不時の支出に備へなければならぬわけである。然し「豫備費」は前年の實績と當該年度の豫算額の大小を參照してこれを定め、徒らに過大に見積ることを避けねばならぬ。若しこれを過大に見積つたならば豫算を「款」「項」に區分した趣旨を全く没却することになるからである。

3 豫算編成上の注意 以上豫算科目について説明したのであるが、更に豫算編成上の注意としては、町會に關する各種の規程、指令を充分知悉し之を嚴守しなければならぬ。

殊に戰時下未會有の非常時局に對處する町會豫算は、國策順應の重點的編成に努め極力經費の節減を圖らなければならぬのである。

(イ) 一般的注意

- ① 豫算は一定の様式によること。
- この様式は前述の町會豫算様式に従ひ、必ず異式を避けること。
- ② 豫算科目を濫りに新設し、豫算の統一を棄さぬこと。

(3) 科目の配列は正規の配列に従ひ、混雜せしめないこと。

(4) 豊算金額は圓位に止めること。

豊算は固より精細な金額まで一々これを算定するのであるが、豊算科目に圓位未満の端數を表すとなると實際上繁雑であるから、これを圓位に止めた方が簡明である。この場合、歳入にあつては圓未満を切り捨て、歳出にあつてはその端數が五拾錢以上の時は一圓に繰り上げ、五拾錢未満の時はこれを切り捨て計上することが通例である。

(5) 豊算金額は必ずその基礎數字と一致すること。

豊算附記の合計金額は「項」の金額に「項」の金額の合計は「款」の金額に「款」の金額合計は歳入又は歳出合計の金額に必ず一致せしむること。

(6) 豊算金額の見積方は大體左記によること。

種別、員數、單位金額を基礎として豊算額を定める場合は、種別、員數、單位金額の確定してゐるものはこれにより、確定せないものは種別、員數については其の實績を、單位金額についてはその時價を參照して算出し、これ等の方法により難いものは最近年度（普通三ヶ年平均）の決算平均額其の他適當な方法によること。

(7) 増減欄の記載を明かにすること。

様式中増減欄の數字は本年度豊算額と前年度豊算額との比較を示すものであるから、減の場合は△印を附けてその區別を明かにすること。

(8) 附記の記載を明確にすること。

附記は豊算金額の基礎をなすものであつて、換言すれば豊算そのものの内容を開明にするものであるから、これが記載は努めて明瞭にし、算出の基礎を正確に表示すること。

(ロ) 戰時下に於ける特殊注意

① 豊算の切り下げを行ふこと。

豊算額は特別の事情なき限り前年度豊算以下に切り下げる。

② 新規の事業經費は計上せざること。

新規事業經費は、時局に鑑み眞に緊急已むを得ざるものに限り、而も最低限度の計上に止めること。

③ 既定經費と雖も極力節減を圖ること。

既定經費と雖も緊急差措き難きものゝ外、極力打切、中止、減額又は繰延を圖ること。

④ 戰時下市民の負擔を過重ならしめため、會費收入は眞に已むを得ざる事情なき限り前年度豊算計上額又はそれ以下に止めること。

⑤ 會費の増徵及寄附金の募集による豊算は、所定の手續を完了後、即ち會費の増額は當該區長の承認を得るこ

とが必要である。
豫算は前述の様式及方法によりこれを調製するのであるが、これが成立の要件としては先づ町常會の承認を得ること

三 豊 算 の 成 立

町會長は豊算を調製したならば、これを町常會に提出し、充分得心のゆくやう説明して紛議を後日に貽さぬようにして置かねばならぬ。又豫算は一會計年度内に於ける見積であるから、その見積をした會計年度の初まつた日から豫

算としての効力が生ずるやう遅くとも三月末日迄に必ず編成を了へ、町常會の議を経て實施の用意をしておかねばならない。

尙かうして成立した豫算は

豫算を編成する際には、一會計年度中の總ての收入及び支出を歲入出に見積らねばならないことは既に述べた通りである。しかし、豫算はその執行に當つて、世運の推移や突發事故の爲に豫定の收入支出に大きな支障を來し、當初の豫算のみでは實際に適合する施設計畫を遂行することが出來ない場合がある。故にこれを補充し實際に應ぜしむる爲に、豫備費を設けてこれらの豫算外及不時の支出に備へてゐるのであるが、豫備費の金額には自ら限度があり、不時の支出で多額な時は遂に必要な經費でも、支辨することが出來ぬ結果となる。このやうに眞に已むを得ぬ場合に限り例外として許されたものは即ちこゝに述べんとする追加及更正豫算である。

かつた収入により、新に事業計畫を行ふといふやうな時に編成せられる豫算である。

の減少等によつて計畫變更の生じた場合に、この更正豫算が編成せらるるのである。これらの豫算も亦前述の一般豫算の編成要領により調製するのであるが、會計年度経過後はこれをなす事は許されない。

こゝに追加及更正豫算の様式を示せば左の通りである。

歳入出差引残金ナシ

昭和 年度大阪市何々區何々町會歲入出追加豫算	
歲 入 (田)	歲 出 (田)
科 款	項 目
	既 決 豫 算 額
	追 加 豫 算 額
	附 記
	円
	円

こゝに追加及更正豫算の様式を示せば左の通りである。

説明 此ノ追加ヲ要スル所以ハ何々ニ由ル

(歳入出更正豫算様式)

昭和 年度大阪市何々區何々町會歳入出更正豫算

科 款	項 目	既 決 豊 算 額		既 決 豊 算 額	
		円	附 記	円	附 記
歳 入 (出) 合 計					
歳 入 (出)					
歳 出 (入)					
歳 入 差 引 残 金 ナシ					

昭和 年度大阪市何々區何々町會歳入出更正豫算

説明 此ノ更正ヲ要スル所以ハ何々ニ由ル

豫算の流用 とは豫算中甲費目の豫定金額より支出をなすに當つて、その金額に不足を告げた場合乙費目よりこれを補填してその支出の目的を充たすことをいふのである。

従つて、豫算の流用は歳出の場合のみであつて、歳入については絶対に生ずることがない。豫算流用は既定豫算執行上の一つの便法に過ぎないのであるが、これを矢鱈に行ふときは前にも述べた通り豫算を各「款」「項」に区分した目的に反し会計紊乱の端を開くから、本市の町會では前述の追加及更生豫算と共に町常會の議を経てこれを行ふこととしてゐる。(規程第二十九條)

尙豫算の流用と更正との異なる點は、流用は豫算の金額そのものに變化はないが、更正に於ては豫算の金額が更正されることにある。

第三 會 計 經 理

會計は厳密に云へば金錢會計と、物品會計とに區別されるのであるが、こゝでは専ら金錢會計について、町會の歳入歳出にかかる現金の出納及び保管に關し、その組織と取扱の實際に付、概説することとする。

一 會 計 の 觀 念

會計とは一口に言へば金錢の勘定又は計算をすることである。
町會がその本來の使命達成上、色々な事務、事業を行ふ結果が金錢の收入ともなり支出ともなるのであつて、この收支の關係は豫算を中心として一切處理して行くのが即ち會計であると云ひ得る。

二 會 計 の 機 關

1 執行機關 會計經理は其の性質上極めて慎重な取扱を要するので、國や市町村に於ては會計取扱機關にはその

收入、支出を命ずる命令機關と、現實に收支を行ふ受命機關とに分れて居り、この兩者を互に獨立牽制せしめることによつて、事務の嚴正を圖り、不當不正を未然に防止せんとする仕組になつてゐる。

本市の町會に於てもこの立前が採用されてゐるのであつて、命令機關たる町會長と、受命機關である會計幹事は夫々に獨立し、其の職は同一人で彼此兼務出來ないこととなつてゐる。(規程第十一條)

會計幹事は會長の命令なしには勝手に收支は許されぬ(規程第三十二條)が、一度命令されたならば會計幹事は現金の收支に關する限り、一つの獨立機關であつて町會長の命令を審査し、會計幹事の責任に於てこれを處理する権限を有つてゐる。

又一方若し會計幹事に於て不當の支拂をした時は、これによる損害賠償の責任が生ずる覺悟を要しよう。故に會計幹事は所定の帳簿により常に記簿を明確にしておき、時々會長に經理の狀況を報告すると共に、隨時町常會に提出する必要がある。(規程第三十五條)

このやうに、會計幹事の職務はまことに重要であるから、會計幹事こそ人格高潔にして私利私慾のない、しかも仕事を熱心な人を選ばねばならぬわけである。

2 監査機關 町會經費の大部分が會費で賄はれてゐる關係上、會員が最も關心をもつ點は、會費の割當方法やその會費がどう使はれてゐるかといふ點である。

これらの不安を除き會計の公正を知らしむる爲に、本市の町會では會計其の他の會務を監査する監事を置く事が定められてある。(規程第九條・第十一條)

監事は時々會計帳簿につき算出や記簿に誤りはないか、又決算が正當に行はれたか否や、と云ふ點につき精細な審査を行ひ、間違の點はこれを訂正せしめ、正確なものはこれを證明して、會員に安心を與へるといふ役目を持つものである。

監事の職責は、尤も會計監査のみでなく會務にも及ぶのであるが、徒らに誤謬を指摘し非違を糾弾するに終始することなく、廣く會務一般の公正明朗化に努力して戴き度い。

三 會 計 年 度

會計年度とは、財政の計畫や收支の限界を定めた一定の期間である。町會の會計年度は毎年四月一日から翌年の三月三十日迄とする、國や市町村の會計年度に據ることになつてゐる。(規程第二十五條)

町會の會計年度は三月末で終了して四月から新しい年度に移るのであるが、その年度の收支となるもので三月末迄に處理できなかつたものを完結するため、年度終了後二ヶ月間の整理期間を設けられてゐる。(規程第二十八條)

故にこの期間に舊年度として收入すべきものは收入し、支拂ふべきものは支拂つて決算を終らねばならないのである。勿論、新しい年度は既に四月一日から始まつてゐるから、この二ヶ月間に特に新舊兩年度の收支の區別に注意を要する。

町會の收支の所屬年度は判然と決められてゐないが、大體次のやうな標準に據ればよい。即ち歲入の中、會費については會員が其の町に在住した月の屬する年度の收入とする。例へば三月に會員がその町に居住してゐたために徵收する會費ならば、たとひ四月になつて徵收するにしても舊年度分に收入し新年度分とはしない。それでは舊年度分で尙五月末日迄に收入出来なかつた會費はどう扱ふか、これは舊年度へは收入できないから新年度の雜收入(過年度收入)

へ收入する。

二八

又會費以外の收入例へば、寄附金等はたとひ舊年度（三月三十一日以前）に收入の決定したものであつても、實際に受け取つた日が新年度（四月一日以降）であれば、前述の會費の場合と異なり新年度へ收入する。歳出の中、錢別金、見舞金、物品購入代金等は、金額を手渡す時でなく出征の通知を受けた時、見舞金を出すことに決定した日、物品を買ふ契約をした日の屬する年度とする。即ち凡て支拂ふべき原因の起つた時の屬する年度とするのである。

四 收支の手續及保管

1 收入手續 收入とは歳入金の收納事務一切をさすのである。本市の町會では收入の整理は總て所定の收入傳票を用ひる事になつてゐる。（規程第三十三條）

收入傳票の扱ひ方、會費は勿論其の他の收入金を收納する場合はこの傳票の中央部を用ひ、所屬年度、費目（款・項）金額、納金月日、送金者氏名等を夫々記載する。

特に金額の記載は明瞭にし、若し誤記の場合は送金者の訂正印を徴することを忘れてはならぬ。

送金を受けた會計幹事は、左端の領收書を交付し、この傳票を本として會費收納臺帳の消込み（會費の場合）豫算差引簿及金錢出納簿の記簿欄に整理印を押捺する。

然る後これを町會長へ廻付し、會長の承認印を経た後保管先（銀行・郵便局）に預金し、預ヶ入月日記入の上整理済印を押捺し、證憑書類綴に編綴して保存しておく。

この傳票は同一の費目（款・項）毎に作成するのであるが、會費に限つて同一日附の傳票は數葉を一括して記簿することが出来る。

（收 入 傳 票）

(收第 號)			
町會長	會計幹事	記簿出納簿	記簿豫引簿
左記ノ金額ヲ收入スルモノトス			
昭和 年 月 日			
現金預ヶ入	昭和 年 月 日	印	
昭和 年度歳入	款		項
一金			
右 納 金 候 也	但		
昭和 年 月 日	(切 線)		
大阪市何區何々町會會計幹事殿			
一金	領 收 書		
右正ニ領收候也			
昭和 年 月 日			
大阪市何區何々町會會計幹事 何 某	殿		

尙傳票番號（收第 號）は年度

毎に更新し、豫め追番を付しおき、豫算差引簿及金錢出納簿へ記入のとき一致させることにすれば後日の照査に便利である。

町會の收入は之を大別して會費、助成金、寄附金、其の他の收入となつてゐる（規程第二十六條）。がこの内、大部分が會費收入であるから特に會費の徵收について左に一言附け加へておく。
町會費の徵收、會費は區域内に在る世帶主、法人、事務所の代表者及工場、倉庫、營業所の經營者が隣保の信義上、町内の自治を分任する意味合で負擔するもので、町會の公的性質より觀るも、租稅と同じく當然納付

すべきものと考へられるのである。（規程第六條）

乍然、會員中生計困難の者、其の他町會長に於て特に必要ありと認めた時は、町常會の議を経てこれを減免、又は

町會費の徵收は毎月組長が各自組内を集金し、それを

一〇九

（規定第三十一條）

各種團體經費の委託徵收 町會では會費收入の外、各種團體の委託を受けて其の經費を徵收することがある。この場合これ等の金錢に付ては、町會の會計と彼此混淆することなく截然と區別しなければならぬ。

尙ほこの委託金と後援費の異なるところは、後援費は町會の豫算即ち町會の經費の中から支出するものなるのに反し、委託金は各種團體の收入例へば在郷軍人會の會員に對する分會費の如きもので、全然別個のものであるから、其の收支を明確にしておかねばならぬ。(規程第三十六條)

とは、收入の場合と同じである。（規程第三十三條）

支拂に際しては會計幹事は常に豫算残高に留意し、豫算のないのにこれを執行することのないやうに努むること勿論であるが、どうしても必要な経費を支辨するに當つてその豫算金額に不足を告げてゐる場合には、豫備費又は他の費用から補充若しくは流用して、その支出の目的を遂げしめねばならぬことまさきこ述べを通りである。

支田傳票の扱ひ方　町會に對して支拂を請求する債主には、原則としてこの傳票の中央部（請求書欄）を使用せしめ

支 出 傳 票

廻付し支拂の命令をする。命令を受けた會計幹事はこれを審査し、正當と認めた時初めて請求人へ現金の支拂をなし左端の領收書へ受領印を徴しておく。然し、慶弔支出金、分擔金、謝禮金等の請求を取ることの出来ないものは、領收書だけを取ることとし、他は會計幹事に於て適當に記入すればよい。

支出傳票は同一の費目(款・項)毎、同一の請求人別に作成し、支出番號(支第 號)は年度毎に更新することとし、豫め追番を付しておき豫算差引簿、金錢出

納簿と符合させることは前述収入傳票の場合と同様である。

尙支拂に際して會計幹事は特に次の諸點に注意を要する。

イ 請求書に用ひた印鑑と領收書に捺印の印鑑が符合してゐること。

ロ 金額數字は明瞭に記載せしめ、訂正の場合は債主の認印を徵すること。

ハ 受領書は如何に小口でも必ずこれを徵すること。

ニ 受託者に支拂ふ場合は、その委任狀及印鑑證明書を徵すること。（但小額な時は印鑑證明は省略するも可）

以上の外會計幹事の行ふ支拂の手續としては、後に述べる豫算差引簿及金錢出納簿の整理をすることは收入の場合と同様であるが、特に領收書其の他證憑となる書類は、支拂日附順に綴り付け、後日の爲一括保存しておくことを忘れてはならない。

3 保管 每月會計幹事の手許に集まつた會費及其の他の收入金は、必ず郵便貯金又は確實な銀行、信用組合等に預金し、適當な保管をなさねばならぬ。多額の現金を手許に有つてゐることは、紛失、盜難の懼れがあるのみならず兎角間違の起る因ともなるから、必ずこれを實行するやうにせねばならぬ。

預金先の決定については町常會に諮り、最も確實な方法を選び紛議を後日に貽さぬやう努むべきである。

又、郵便貯金以外の預金に就ては預金先よりその保證として、預金額に應じた一定の擔保を提供せしめることも、會員に安心を與へる爲の一手段として考慮すべき問題であらう。

尙預金は基本金と歲計現金とを區別して、別々に行ふ必要がある。このことは基本金を設けた趣旨から當然のことであるが、基本金より生じた利子は豫算書の財產收入中の基本金利子に、歲計現金より生じたものは、雜收入中に利

(規程第三十四條)

子として計上しなければならないことは、さきに豫算科目の説明で述べた通りである。

五 會計簿冊と其の記入方

町會會計に關しての收支一切を記録しその明瞭を期する爲には、左の帳簿等を備へて其の都度正確な記帳をなさねばならぬ。(規程第三十八條)

金錢出納簿 現金の收入、支出の一切を洩れなく記載し、日々の歲計殘高を知る爲にこの帳簿が必要である。今その記入例を示せば左の通りである。

(例)

示)

三四

年月日	摘要	傳票番號	收入額		支出額		残額	
			圓	圓	圓	圓	圓	圓
18. 4.1	前年度ヨリノ繰越金		1 5 0 0 0				1 5 0 0 0	
4.5	町常會茶代	支 1			7 0	1 4 9 3 0		
4.11	何々神社費	支 2			3 0 0	1 4 6 3 0		
4.15	町會大會費	支 3			5 0 5 0	9 5 8 0		
4.20	會員何々氏出征歎送費	支 4			3 2 0	9 2 6 0		
4.30	四月分會費	收 1	9 5 0 0				1 8 7 6 0	
4.30	青少年團四月分後援費	支 5			1 0 0 0	1 7 7 6 0		

前年度ヨリノ繰越金	一五〇・〇〇	(収入)
四月五日 茶代	七〇	(支出)
四月十一日 神社祭典費	三・〇〇	(支出)
四月十五日 町會大會費	五〇・五〇	(支出)
四月二十日 出征軍人歎送費	三・二〇	(支出)
四月三十日 四月分會費	九五・〇〇	(収入)
同 日 青少年團後援費	一〇・〇〇	(支出)

豫算差引簿 豫算經理の爲には、絶へず豫算残高と今後執行の見透しに注意を拂ひ、豫算残額のないのにこれを執行するといふ不當の生ぜぬやう、常に豫算の執行状態を明かにしておく爲に、この帳簿が必要である。豫算差引簿は一見金錢出納簿と似てゐるやうであるが、その實は相當の差異がある。即ち豫算科目毎に收入、支出が別々になつてゐるから、收入も豫算から差引き、豫算残を計算せねばならないし、同日に收支が行はれても、豫算科目別に分けて記簿せねばならぬ。

要するに、日々の歳計残高を知る爲に金錢出納簿を、豫算残高を知る爲に豫算差引簿が必要となつてくるのである。使用方法は、「項」を単位として別々に口座をとり、各々豫算額を記載しておき、收支の場合夫々豫算額より差引き整理する。

今その記載例を示せば左の通りである。

(例示) 支出の場合

款項					
其ノ他事業費			其ノ他事業費		
年月日	摘要	傳票番號	豫算額	支田済額	残額
18.4.1			圓 6000	圓 6000	圓 6000
4.25	同會大會費	支 3		5050	950
6.20	豫備費充 ヨリ補		2000		2950
6.20	何々記念式 執行費	支 6		2500	450

(例示) 支出の場合

款項					
會費收入			會費收入		
年月日	摘要	傳票番號	豫算額	收入済額	残額
18.4.1			圓 114000	圓 114000	圓 114000
4.30	四月分會費 何某外何人	自收 1 至收 20		9500	104500
5.31	五月分會費 何某外何人	自收 21 至收 40		9440	95060
6.10	五月分會費 (滯納分) 何某外何人	收 41		60	95000
6.30	六月分會費 何某外何人	自收 42 至收 61		9500	85500

三六

會費收入(款)	會費收入(項)
一一四〇〇〇	四月分會費
九五〇〇	五月分會費
九四四〇	五月卅一日
六〇	六月十日
九五〇〇	六月三十日
九五〇〇	六月分會費

其 業 費 (款)	其 業 費 (項)
同 日	同 日
四月廿五日	同會大會開催
六月二十日	豫備費補充
五〇・五〇	
二〇・〇〇	
二五・〇〇	
六〇・〇〇	何々記念式執行

例示

三八

當該豫算不足につき豫備費より補充した場合は更に豫備費の口座に於て上記の如く整理する。

會費收納臺帳　組長より送付を受けた毎月の會費を會員別に收入整理をなす爲に、この臺帳が必要である。

この臺帳は更めて説明するまでもないが、各組別に組員番號氏名及會費額を記載しよき。毎月別に各會員の會費收納の入状態を明かにしたものである。

寄附金收納臺帳　寄附金品を受領したとき寄附先毎に、その日附及金額を記載して整理する爲にこの臺帳が必要である。

(樣式)

番號	受領年月日	額金	住所氏名	備考
第號	年月日	金	殿	
年月日	年月日	金	殿	
金				
殿				

基本財産臺帳 町會が基本財產を所有してゐる場合、その財產狀態を明かにすると共に保管の正確を期せねばならぬ。この爲本臺帳が必要である。

この臺帳は、現金其の他と、不動産とに分れてゐる。前者は現金、預金、有價證券の類を登載し、後者は土地、家屋等の不動産の類を登載する。この帳簿について、注意を要する點は、基本金利子及基本財産より生ずる貸地貸家料等であつて、これらは豫算に計上し特に支出する豫定以外のものは、基本金の中に繰入れねばならぬから、この整理を忘れてはならない。

(様式)

(一) 現金其の他

月	日	種類	現金	預金	有價證券	計	備考

(二) 不動産

月	日	種類	所在	地	建坪又ハ坪數	評價額	備考

受託金受渡簿 各種團體から經費の委託徴収を受けた場合、町會の會計と區別して、その受渡しの整理をなす爲にこの帳簿が必要である。

整理方法は、委託を受けた團體毎に口座を設け、各組別に徴収金額と會員數を記載しあき、組長からの送金により受取日附及會計幹事の受領印を押捺する。委託金が全部集まつたならば、これを各々の團體へ送付し、送致團體の受領印を徵するのである。

(様式)

番號	金額	(受託金)		(町會)	
		及會員組數	摘要	受取	支拂
外第名分	組	昭和年月日	附幹事印	日附他ノ團體ノ受領者印	備考

第四 決算

算

一 決算の意義

町會が豫算を執行し一會計年度を終つたならば、その收支の實績を整理して精算をしなければならぬ。この精算を普通決算と謂ひ、前述の豫算差引簿によつて整理された實績額を、豫算の科目別に計上し、會計經理の終結を一表にしたものである。

二 決算の調製

決算は會計年度が終つたならば、直ちに着手してよいのであるが、會計年度が終つたからといつて、直に總ての收支を完了することは實際上出來ないことであるから、決算に當つては先づこの未收入金、未拂金の整理を遂げねばならぬ。そこで年度終了後二ヶ月間を出納整理の期間として置かれてあるのもこれが爲である。

未收入金、未拂金の整理がすんだならば、決算にかゝり遅くとも年度終了後二ヶ月以内にこれを作成し、町常會の承認を経なければならぬ。(規程第二十八條)

では、以下決算の調製について述べることとする。

決算の調製者 決算の調製は会計幹事これに當り、調製が済んだならば收支に關する一切の證憑書を添へて町長に提出するのである。

決算の審査 町長は收支の命令者であり且監督者もあるから、その立場上會計幹事より送附の決算書については、自分のなした命令に違反がないか、證憑書類及會計帳簿と不整合の點はないか等を一應審査を行なつた上、監事の検査を求めこれで一點の間違もないといふことを確めてから町常會に提出する。

決算の認定 決算は豫算執行の結果を明らかにしたものであるから、果して豫算を適法適實に執行されたかどうかの見積に遗漏がなかつたかどうかを知る爲に、豫算を議決した町常會の認定を経ることは必要である。

この認定を得て初めて初めてこゝに決算は確定するのであつて、確定した決算書はその寫本を區長を経て市長に報告することを忘れてはならぬ。（規程第二十八條）

又、一方會員一同に文書その他適當な方法を以て報告せねばならない。（規程第十六條）

決算の様式 決算は以上の手續によつて成立するのであるが、しかばその様式はどういふ形式によればよいか、即ち決算書は豫算執行の實績を一表にしたものであるから、豫算と同一の形式によつて之を調製すればよいのであるが、金額は錢位まで計上する必要がある。即ち豫算は見込額であるから、圓位に止めても差支がないのであるが、決算はその性質上一錢をも忽かせに出來ないからである。

こゝに決算書の様式を示せば左の通りである。

（決算書様式）

昭和 年度大阪市何區何々町會歲入出決算

科 款	目 項	決 算 額	豫 算 額	増 △ 減	附 記
歲 入	入	圓也	豫 算	高 高	
一金	歲 出	圓也	收 入	高 高	
一金	圓 出	錢也	豫 算	高 高	
一金	圓 錢也	豫 支 出	收 支 差 引 殘 高	高 高	
	歲入出豫算差引残高ナシ	錢也			
此ノ殘金ハ昭和	年度歲入第五款繰越金第一項前年度繰越金へ繰越シタリ				
歲 入 合 計					

科 款	目 項	決 算 額		附 記
		円	銭	
歳 出 合 計				

(科目ハ何レモ豫算様式ニ同ジ)

備 考

- 一、科目は豫算と同一の区分に依ること。
- 二、豫算額は流用、追加、更正をした場合は最後を以て豫算額とすること。
- 三、増減欄は豫算と比較し過不足を附すること。
- 四、附記欄は決算額の説明となるものであるから、豫算の附記に準じて決算額を列記すること。
尙決算書の報告と同時に提出する各種の書類(決算の後部に添附)は可成詳細に洩れなく記入すること必要で、此點豫算の報告に付ても同様である。

附 錄

(一) 大阪市町會規程

改 制 定 昭和十五年十一月二十一日
最 近 改 正 昭和十六年十一月三十日
昭和十八年三月十五日

- トス
- 一 區域内ニ在ル世帯
 - 二 區域内ニ在ル法人、學校、病院、工場、倉庫、營業所、事務所其ノ他之ニ準スルモノ

- 第六條 會員ハ町會ノ目的達成ニ協力シ其ノ會費ヲ負擔スルモノトス

- 第七條 町會ノ事務所ハ會長ノ適當ト認ムル所ニ之ヲ置ク

第二節 事 業

- 第一條 本市町會ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ設立シ其ノ事業ヲ行フ

- 第二條 町會ハ隣保團結シ地方共同ノ任務ヲ遂行スルト共ニ國策ノ貫徹ヲ期シ萬民翼賛ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

第三條 町會ノ區域ハ概不百戸乃至三百戸ヲ基準トシ町(丁目)其ノ他適當ナル地域ニ依リ市長之ヲ定ム

第四條 町會ノ名稱ハ町(丁目)名其ノ他ニヨリ市長之ヲ定ム

第五條 町會ハ左ノ各號ノ一一該當スルモノヲ以テ會員

- 一 敬神崇祖ニ關スル事項
二 隣保親睦及相互扶助ニ關スル事項
三 厚生、矯風及修養ニ關スル事項
四 軍人援護ニ關スル事項
五 衛生、保安自警ニ關スル事項

六 隣組防空ノ育成指導ニ關スル事項

七 經済生活ノ安定ニ關スル事項

八 愛國、愛市、愛郷精神ノ涵養ニ關スル事項

九 國策及市區行政ヘノ協力ニ關スル事項

十 官公署トノ連絡ニ關スル事項

十一 各種團體ヘノ援助協力ニ關スル事項

十二 其ノ他必要ナル事項

ヲ行フモノトス

中途就任シタル役員ノ任期ハ其ノ殘餘期間トス

第十條 會長ハ隣組組長ノ協議ニ依リ推薦スル區域内ノ者ニシテ市長ノ適當ト認ムル者ニ付市長之ヲ委嘱ス

副會長、監事及會計幹事ハ町會長及隣組組長ノ協議ニ依リ推薦スル區域内ノ適任者ニ付區長之ヲ委嘱ス

組長ハ隣組組長ヲ以テ之ニ充ツ

第九條 町會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人

副會長 四人以内

監事 二人以内

會計幹事 三人以内

組長 若干人

役員ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨ケス

任期中ト雖委嘱者ニ於テ不適當ト認ムルトキハ解嘱スルコトヲ得

役員ハ任期満了後ト雖後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務

第十一條 會長ハ町會ヲ代表シ會務ヲ掌理スルト共ニ町會聯合會ノ事業ヲ分任ス

會長ハ町常會ヲ開キ其ノ座長トナル

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ事務ヲ代理ス

監事ハ會計其ノ他ノ會務ヲ監査ス

會計幹事ハ町會ノ會計一切ヲ司ル

組長ハ會長ノ命ニ依リ會務ノ執行ニ當ル

會長、副會長、監事及會計幹事ハ彼此其ノ職ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第十二條 町會役員ハ無報酬トス

第十三條 町會役員ヲ以テ町常會ヲ組織ス

町常會ハ毎月之ヲ開催シ會務ノ執行ニ付協議ス

第十四條 町會ハ其ノ目的ヲ達成スル爲部ヲ設ク

前項ノ部ニ關シテハ市長別ニ之ヲ定ム

第十五條 第九條ニ定ムルモノノ外町會ニ必要ナル職員ヲ置クコトヲ得

職員ハ會長ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十六條 會長ハ毎年一回以上會務及會計ノ狀況等重要事項ヲ會員ニ報告スルモノトス

第四節 隣組

第十七條 町會ハ其ノ目的達成ヲ圖ル爲其ノ區域ヲ分チ隣組ヲ設ク

第十八條 隣組ノ區域ハ概ね左ノ標準ニ依リ町常會ノ議ヲ經テ會長之ヲ定ム隣組ノ廢置分合、區域變更ヲ爲サントスルトキ亦同シ

一 隣接スル十世帶内外

二 十世帶以上ヲ收容スルアパート、寄宿舎、賃事務所及之ニ類スルモノ

第五節 隣組

第一項 第二十二條 組長及副組長ハ無報酬トス

第二十三條 組長ハ副組長ヲ決定シタルトキハ直ニ町會長ニ報告スヘシ

第六節 隣組

第一項 第二十四條 隣組ニ月當番ヲ置ク

月當番ハ各戸輪番トシ組長ノ指示ヲ受ケ組内諸般ノ事務ニ從事ス

第五節 會 計

第二十五條 町會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十六條 町會ノ經費ハ會費、助成金、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十七條 前條ニ定ムル收入ハ之ヲ歲入トシ一切ノ經費ヲ歲出トシ歲入歲出ハ之ヲ豫算ニ計上スヘシ

第二十八條 豫算ハ年度開始前、決算ハ年度終了後二月以内ニ之ヲ會長ヨリ町常會ニ提出シ其ノ承認ヲ經ルモノトス

前項ノ承認ヲ經タルトキハ會長ハ豫算、決算及事務ノ概要ヲ市長ニ報告スヘシ

第二十九條 豫算ノ追加、更正及流用ノ必要アルトキハ町常會ノ議ヲ經テ之ヲ行フモノトス

第三十條 會費ハ町常會ニ於テ其ノ徵收額標準ヲ定メ會員ニ應分負擔セシムルモノトス但シ會長必要ト認ムル

第六節 簿 冊

第三十七條 町會ニハ町籍簿ヲ備付ケ區域内會員ニ付漏レナク調査整理スルモノトス

第三十八條 町會ニハ左ノ簿冊ヲ整備スヘシ

一 役員名簿
二 財產臺帳
三 金錢出納簿

四 會費收納臺帳
五 受託金受拂簿
六 其ノ他必要ナル帳簿

第二章 町會聯合會

第三十九條 町會ニ關スル諸般ノ連絡調整ヲ圖リ市長ノ指定スル事業ヲ執行スル爲市長ノ定ムル區域内ニアル

町會ヲ以テ町會聯合會ヲ組織ス
前項ノ目的ヲ達成スル爲町會聯合會ニ部ヲ設ク

前項ノ部ニ關シテハ市長別ニ之ヲ定ム
第四十條 町會聯合會ノ名稱ハ國民學校名其ノ他ニヨリ市長之ヲ定ム

第四十一條 町會聯合會ノ事務所ハ會長ノ適當ト認ムル所ニ之ヲ置ク

第四十二條 町會聯合會ニ左ノ役員ヲ置ク

トキハ町常會ノ議ヲ經之ヲ減免又ハ猶豫スルコトヲ得

第三十二條 會費ハ毎月組長之ヲ徵收シ會計幹事ニ送納スルモノトス

第三十三條 町會ノ收入支出ハ所定ノ傳票ニ依ルモノト支出ヲナスコトヲ得ス

第三十四條 町會ノ收入支出ハ所定ノ傳票ニ依ルモノトシ總テ證憑書類ニ依リ之ヲ整理スヘシ

第三十五條 會計幹事ハ所定ノ帳簿ニ依リ常ニ記簿整理シ會長ニ經理狀況ヲ報告スルト共ニ隨時之ヲ町常會ニ提示スヘシ

第三十六條 他ノ團體ヨリ經費徵收ノ委託ヲ受ケタルトキハ町會ノ會計ト區別シ其ノ收入支出ヲ明確ナラシムヘシ

第三十七條 町會ニハ町籍簿ヲ備付ケ區域内會員ニ付漏レナク調査整理スルモノトス

第六節 簿 冊

第三十七條 町會ニハ町籍簿ヲ備付ケ區域内會員ニ付漏レナク調査整理スルモノトス

第四十三條 會長ハ區域内ノ者ニシテ市長ノ適當ト認ムル者ニ付市長之ヲ委嘱ス
副會長、監事及會計理事ハ會長及區域内町會長ノ協議ニ依リ推薦スル區域内ノ適任者ニ付市長之ヲ委嘱ス
理事ハ區域内町會長ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ
第四十四條 會長ハ町會聯合會ヲ代表シ會務ヲ掌理スルト共ニ區域内町會長ヲ統轄ス
會長ハ必要ノ都度役員會ヲ開キ其ノ座長トナル
副會長ニ關シテハ第十一條第三項、監事ニ關シテハ同條第四項、會計理事ニ關シテハ同條第五項ノ規定ヲ準用ス

理事ハ役員會ノ審議ニ參畫シ會務ノ執行ニ當ル

會長、副會長、監事及會計理事ハ彼此其ノ職ヲ兼ヌル
コトヲ得ス

第四十五條 會長ハ區域内諸般ノ連絡調整ニ關シ必要ナル事項ヲ協議スル爲聯合常會ヲ開キ其ノ座長トナル

聯合常會ハ町會聯合會役員及區域内市長ノ指定スル團體ノ代表者ヲ以テ之ヲ組織ス

第四十六條 町會聯合會ノ經費ハ町會分擔金、助成金、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第四十七條 前條ノ分擔金ハ區域内各町會ノ負擔トシ其ノ分擔額ハ役員會ノ審議ヲ經テ之ヲ定ム

第四十八條 第十二條、第十五條、第十六條、第二十五條、第二十七條乃至第二十九條、第三十二條乃至第三十六條及第三十八條ノ規定ハ町會聯合會ニ之ヲ準用ス

第三章 區 常 會

第四十九條 區ニ區常會ヲ置ク

第五十條 區常會ハ區及區内各種團體相互間ノ連絡調整ヲ圖リ以テ區内行政ノ綜合的運營ニ資スル爲必要ナル

事項ヲ協議スルヲ目的トス

第五十一條 區常會ハ區長ヲ中心トシ市長ノ命シ又ハ委嘱シタル左ノ者ヲ以テ組織ス

一 區內ノ町會聯合會長

二 區內ノ各種團體代表者

三 區選出市會議員

四 關係官公吏

五 其ノ他市長ノ適當ト認ムル者

第五十三條 區長ハ毎月區常會ヲ開キ其ノ座長トナル區常會ノ狀況ハ其ノ都度市長ニ報告スルモノトス

第四章 監 督

第五十四條 町會及町會聯合會ノ事業及會計ニ付テハ市長ノ監督ヲ受クルモノトス

第五十五條 市長ハ隨時吏員ヲシテ町會及町會聯合會ノ會務及會計ヲ検査セシムルコトアルヘシ

第五十六條 市長ハ町會及町會聯合會ノ事業其ノ他ニ付

報告ヲ求ムルコトアルヘシ

第五十七條 町會及町會聯合會ニ關スル報告、届出等ニ關シテハ當該區長ヲ經由スヘシ

附 則

第五十八條 本規程施行ノ際現ニ存スル町會及町會聯合會ハ別段ノ定ナキ限り本規程ニ依リ設立サレタルモノト看做ス

附 則

第五十九條 本規程施行ノ際ニ於ケル町會役員ハ從前ノ町會ノ組長又ハ之ニ相當スル者（組組織ヲ有セサル町會ニ於テハ家庭防空組合長）ノ意見ヲ徵シ會長ハ市長副會長、監事及會計幹事ハ區長之ヲ委嘱ス

第六十條 町會及町會聯合會ハ本規程施行後遲滯ナク財產目錄、豫算書等ヲ添ヘ市長ニ届出ツヘシ

第六十一條 本規程ニ定ムル豫算書、簿冊等ノ様式其ノ他必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

第六十二條 本改正規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六十三條 本改正規定施行ノ際ニ於ケル町會及町會聯合會

合會ノ役員並隣組組長及副組長ニ關シテハ前條ノ規定ニ拘ラス仍從前ノ例ニ依ル但シ隣組組長及副組長ノ任期ハ昭和十六年十一月二十日ヲ以テ満了スルモノトス

第六十四條 本改正規定ニ依リ委嘱シタル當初ノ役員ノ任期滿了期ハ第九條第二項、第二十一條第六項、第四十二條第二項ノ規定ニ拘ラス一ヶ月之ヲ繰上ク

第六十五條 本改正規定施行ニ際シ市長ニ於テ別段ノ指示ヲ爲サヘル町會及町會聯合會ハ本改正規定ニ依リ設立セラレタルモノト看做ス

第六十六條 町會及町會聯合會ノ區域變更又ハ廢置分合ニ依リ就任シタル役員並隣組組長及副組長ハ第九條第五項、第二十一條第七項及第四十二條第二項ノ規定ニ依リ中途就任者ト看做ス但シ其ノ任期滿了期ハ一ヶ月之ヲ繰上ク

(二) 大阪市町會部規程

改定 昭和十六年十二月十日
改正 昭和十八年三月十五日

前項任期ハ町會聯合會役員ノ任期ノ始期ヨリ之ヲ起算

任期中ト雖市長ニ於テ不適當ト認ムルトキハ選任者ヲ

シテ解任セシムルコトアルヘン

中途就任者ノ任期ハ其ノ残任期間トス

第三條 部長ハ町會聯合會長ノ指示ヲ受ケ部務ヲ掌理ス

副部長ハ部長ヲ輔佐シ部長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第四條 各部ノ分擔事項概ス左ノ如シ

庶務部 總括的庶務事項及納稅關係事項並各部相互

ノ連絡協調ニ關スル事項其ノ他他ノ部ニ屬

セサル事項

總動員部 教化修養、勤勞奉仕、資源回收及休閑地利

用其ノ他冀贊運動ニ關スル事項並關係團體

トノ協力連絡ニ關スル事項

貯蓄部 組合貯蓄、國債債券ノ消化其ノ他貯蓄ノ增

強ニ關スル事項

防護部 防空、防護ノ強化及關係團體トノ協力連絡

ニ關スル事項

- 第一條 叢會聯合會ニ左ノ部ヲ置ク
- | | |
|-----|------|
| 庶務部 | 總動員部 |
| 貯蓄部 | 健民部 |
| 青年部 | 婦人部 |
- 前項ノ外銖後奉公部、衛生事業部及消費經濟部ヲ置キ
其ノ部制ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第二條 部ニ部長一人、副部長二人以内ヲ置ク

- 部長及副部長ハ區域内適任者ニ付町會聯合會長之ヲ選任ス

- 任ス但シ婦人部長及副部長ハ婦人中ヨリ之ヲ選任ス

- 部長及副部長ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨ケス

- 健民部 健民鍊成及厚生運動ニ關スル事項
- 青年部 青少年教護並青年學校、青年團ヘノ後援連絡ニ關スル事項
- 婦人部 婦人ヲ中心トスル諸般ノ事項及關係團體トノ協力連絡ニ關スル事項

第二章 町會部制

第五條 町會ニ左ノ部ヲ設ク

庶務部

總動員部

貯蓄部

防護部

健民部

青年部

婦人部

前項ノ外援護部、衛生部及消費經濟部ヲ置キ其ノ部制

ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

前二項ニ定ムルモノノ外別ニ部ヲ設クル要アル場合ハ

區長ノ承認ヲ受ケ之ヲ設クルコトヲ得

附則

- 第九條 本規程ハ昭和十六年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス

- 第十條 本規程ニ依リ就任シタル當初ノ部長及副部長ノ任期満了期ハ第二條第三項、第四項及第六條第三項ノ規定ニ拘ラス一ヶ月之ヲ繰上ク

第十一條 本改正規定施行ニ依リ就任シタル部長及副部長ハ第二條第六項及第六條第六項ノ規定ニ依リ中途就

任者ト看做ス但シ其ノ任期満了期ハ一ヶ月之ヲ繰上ク

第十二條 従前ノ青年學校後援會、青年學校振興會及青年團後援會ハ其ノ事業及財產ヲ町會聯合會ニ引繼クモノトス

(三) 大阪市町會消費經濟部規程

制定 昭和十八年三月十五日

第一章 總 則

第一條 町會及町會聯合會ニ消費經濟部ヲ置ク

第二條 消費經濟部（以下本部ト稱ス）ハ別段ノ定メアルモノノ外本規程ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ヲ行フ

第三條 本部ハ生活必需物資ノ配給及消費ノ合理化ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二章 町會消費經濟部

第四條 本部ハ概ね左ノ事業ヲ行フ

一 配給機關トノ連繫

部長ハ町會長ノ命ヲ承ケ部務ヲ處理ス

副部長ハ部長ヲ補佐シ部長事故アルトキハ之ヲ代理ス
部長、副部長ノ任期其ノ他ニ關シテハ町會部規程第六

條第三項乃至第六項ノ規定ヲ準用ス

第三章 町會聯合會消費經濟部

第八條 本部ハ概ね左ノ事務ヲ行フ

一 配給ニ關スル市、區及町會間ノ傳達報告事務

二 町會消費經濟部ノ事業ニ關スル統括

第九條 本部ニ配給協議會ヲ置キ左ノ者ヲ以テ組織ス

一 町會聯合會長

二 町會聯合會消費經濟部長

三 町會聯合會消費經濟部副部長

四 町會聯合會婦人部長

五 町會消費經濟部長

六 業者代表 若干人

第十條 配給協議會ハ町會聯合會長必要ニ應ジ隨時之ヲ審議ス

招集シ配給ニ關スル具體的事項及市區ヨリノ諮問事項

二 切符制、通帳制、登録制其ノ他割當配給制度ノ運用

三 生活必需物資ノ消費數量調査

四 消費及配給ニ關スル啓發並訓練

五 其ノ他消費ノ合理化

第五條 本部事業運營ノ適正ヲ圖ル爲毎月一回以上町會長司會ノ下ニ部長、副部長、町會婦人部長及業者代表會合シテ協議會ヲ開ク

協議會ニハ必要ニ應ジ關係官公吏出席スルモノトス數ニ應ジ町會長之ヲ定ム

第六條 町會長ハ市、區及町會聯合會長ノ命ヲ承ケ本部ヲ統理ス

第七條 本部ニ部長一名、副部長二名ヲ置ク
部長ハ區域内適任者（業者ヲ除ク）ニ付町會長之ヲ選任ス

副部長ハ隣組組長及婦人（業者ヲ除ク）中ヨリ各一名町會長之ヲ選任ス

第八條 本部ニ部長一名、副部長二名ヲ置ク
部長、副部長ハ業者以外ノ者ニ付町會聯合會長之ヲ選任ス但シ部長ハ區域内町會長中ヨリ、副部長一名ハ婦人中ヨリ選任スルモノトス

業者代表ハ町會聯合會長之ヲ選任シ其ノ任期ハ一年トス

第九條 本部ニ部長一名、副部長二名ヲ置ク
部長ハ町會聯合會長ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

副部長ハ部長ヲ補佐シ部長事故アルトキハ之ヲ代理ス
部長、副部長ノ任期其ノ他ニ關シテハ町會部規程第二條

第三項乃至第六項ノ規定ヲ準用ス

附 則

本規程ニ依リ就任シタル當初ノ部長及副部長ノ任期ニ付テハ町會部規程第十一條ノ規定ヲ準用ス

大阪市町會指導叢書

- 第一輯 町會の會計事務に就て
第二輯 町會事務必携
第三輯 大阪市町會事務必携
第四輯 會計事務の参考（單位町會の部）
第五輯 會計事務の参考（町會聯合會の部）

昭和十八年三月十日印刷
（非賣品）
昭和十八年三月二十日發行

發行所 大阪市役所
編輯人 山口
發行人 中井藤
印刷者 大阪市北區濱崎町一八
大坂市北區濱崎町一八
印刷所 大阪市北區濱崎町一八
大阪市北區濱崎町一八
大阪市北區濱崎町一八
大阪市北區濱崎町一八
藏 威堂

製本控

同第號

199	函	399	號	年	月	日
書名	會計事務参考（單位町會の部）					
著者	大阪市町會指導叢書					
受入年月日	大正九年九月二十一日					
備考						



799
397



